# **第**1章 都市計画マスタープランの位置づけ等



# 第1節 都市計画マスタープラン見直しの目的等

## 1. 見直しの目的

本市では、平成 25 年 (2013 年) 3 月に概ね 20 年後の本市のあるべき姿とその実現に向けた基本的な方針となる「本庄市都市計画マスタープラン」を策定し、まちづくりに取り組んできました。その結果、本庄早稲田の杜の整備等による人口の増加や市内各地への産業の誘致など、目標とする都市像の実現に向けた具体的な成果を挙げることができました。

このような中、都市計画マスタープランの策定から 10 年が経過し、計画期間の中盤を迎えました。また、近年、社会経済の情勢や都市を取り巻く環境は大きく変化してきており、これらの変化に弾力的に対応できるよう将来を見据えたまちづくりを進めていく必要性が高まっています。

こうしたことを受け、今後、本市にとって有効な土地利用を図ることや市街 地整備などを総合的かつ一体的に推進することで持続可能な都市であり続ける ために見直しを行いました。

## 2. 計画の期間

見直した都市計画マスタープランの計画の期間は、平成 25 年 3 月に策定した前計画を引き継ぎ、令和 15 年 (2033 年) 3 月までとしました。

# 第2節 都市計画マスタープランの位置づけ

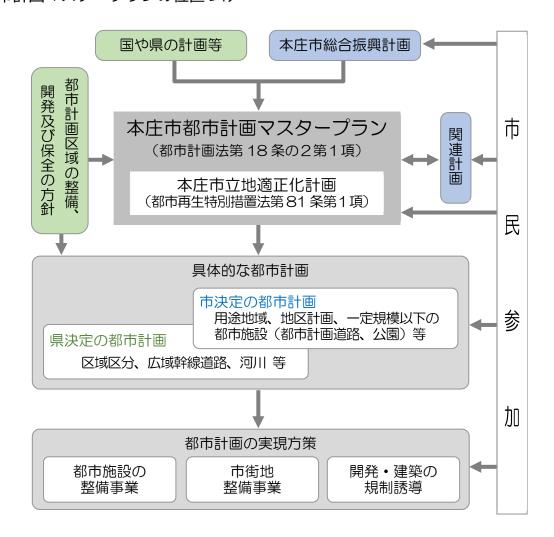
「本庄市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

本都市計画マスタープランは、市議会の議決を経て定める市の総合的・計画的な行政運営方針である「本庄市総合振興計画」及び県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即したまちづくり分野(都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備等)の基本的な方針となるものです。また、用途地域や地区計画などの具体的なまちづくりの計画を決定あるいは変更する際の指針となるものです。

なお、本都市計画マスタープランと並行して見直す「本庄市立地適正化計画」は、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための実行計画として位置づけています。



### ■都市計画マスタープランの位置づけ



#### 本庄市の計画等

[上位計画] 本庄市総合振興計画

[関連計画] 本庄市まち・ひと・しごと創生総合戦略、第2期本庄市健康づくり推進総合計画、ふくしの柱ほんじょうプラン21、本庄市第9次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画、第6期本庄市障害福祉計画・第2期本庄市障害児福祉計画、本庄市観光振興計画、本庄市山村振興計画、本庄市環境基本計画、本庄市緑の基本計画、本庄駅北口周辺整備基本計画、本庄市空家等対策計画、本庄市生活排水処理施設整備構想、本庄市水道事業ビジョン、本庄市地域防災計画、本庄市国土強靭化地域計画、本庄市公共施設再配置計画、本庄市公共施設等総合管理計画、本庄市公共施設維持保全計画、本庄市農業振興地域整備計画、本庄市無電柱化推進計画等

#### 国・埼玉県の計画等

[国] 第二次国土形成計画(全国計画) 等

[埼玉県] 埼玉県5か年計画、第4次埼玉県国土利用計画、まちづくり埼玉プラン、本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、児玉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、第2次埼玉県広域緑地計画 等